

2024 年度  
「公益信託仙台銀行まちづくり基金」  
助成金申込要領



(3) 提出にあたって

- ア.書類の提出に当っては、提出書類を全て揃えた上で申請締切日までに提出のこと。
- イ.ファックス及びE-mailでは助成申請書の受け付けはしません。

6. 申込期間

2024年4月1日から2024年9月30日まで

7. 審査方法及び通知

当公益信託の運営委員会で審査のうえ採否を決定し、結果は2025年1月中旬に受託者より申請者（団体：名称・代表者名・所在地、個人：氏名・住所）宛て郵送にて通知します。

8. 助成金の給付

2025年2月上旬を目処に申請団体指定の銀行口座に助成金を振り込みます。

9. その他注意事項

(1) 報告等

- ア.助成を受けた団体は、所定の報告書を受託者に提出しなければなりません。
- イ.助成を受けた団体は、支払いに関する請求書および領収書等の証ひょう書類を整理して保管しなければなりません。
- ウ.証ひょう書類は、受託者の求めに応じて提示または提出しなければなりません。

(2) 助成金の返還

- 次の場合は、助成金の全部または一部を返還しなければなりません。
- ア.助成対象となった活動が行えなくなったとき
  - イ.助成決定した内容と活動の内容が異なったとき
  - ウ.助成金を申請した目的以外の目的に使用したとき
  - エ.偽りその他不正な手段により助成金の給付を受けたことが判明したとき

(3) 申請書について

- ア.申請書類の返却はしません。
- イ.申請書は、助成対象活動の採択に当たっての基本的な審査資料となりますので、その内容について変更の生じることのないよう、十分検討した上で作成、提出してください。
- ウ.申請者の氏名（代表者名）・住所等、申請用紙に記載された事項は、すべて受託者・運営委員等公益信託の運営関係者、および主務官庁に提供され、一般に公開されることもありますのでご了承ください。

(4) 事業内容の変更

助成を受けた団体が、その対象となった活動の計画を変更しようとするときは、事前に受託者宛て連絡し、運営委員会の承認を得なければなりません。

【申請書の提出先・照会先】

〒105-8574 東京都港区芝 3-33-1

三井住友信託銀行 個人資産受託業務部 公益信託チーム  
公益信託仙台銀行まちづくり基金 申請口

TEL 03-5232-8910（受付：平日9時～17時） FAX 03-5232-8919

公益信託仙台銀行まちづくり基金  
助成の対象事業・活動

事業名	事業又は活動の対象	
1. 快適で文化的なまちづくりに必要な環境整備などの実践活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 都市空間の緑化推進</li> <li>(2) 水空間の保全、美化</li> <li>(3) 都市景観の改善</li> <li>(4) みち空間の美化</li> <li>(5) 歴史的まちなみの保全等</li> <li>(6) 自然環境の保全</li> <li>(7) まちなみ活性化事業</li> <li>(8) その他</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>公園、道路、河川、学校等の公共空間及び民有地の緑化、緑地保全等</li> <li>河川、海岸等の保全、美化</li> <li>ランドマークとなる時計台、彫刻等の設置、ベンチ、街灯、標識等の改善等</li> <li>ガードレールの改善、花壇の設置、街路樹の植樹等</li> <li>史跡、遺跡、文化財、伝統的まちなみ、歴史的建造物等の保全及び保存</li> <li>都市空間における自然環境の保全等</li> <li>まちなみ活性化のための各種イベントの開催・参加、市民祭、文化祭、運動会、展覧会等の開催</li> </ul>
2. まちづくりのために必要な調査、研究、情報提供	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) まちづくりに関する創造的かつ自主的な事業又は活動の企画、調査、研究</li> <li>(2) まちづくりに関する広報、講演会等</li> <li>(3) まちづくりに関するリーダーの育成、専門家の招へい等</li> <li>(4) まちの歴史、文化等の調査、研究</li> <li>(5) その他</li> </ul>	
3. その他まちづくりの目的を達成するために必要な事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 公共施設の整備・充実</li> <li>(2) その他</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>学校、公民館、集会所、図書館等における設備、備品、図書等の購入、整備、改善等</li> </ul>